

平成 30 年第 4 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

麓立 順美

押印掲載
を省略

1 日時 平成30年11月1日(木)10時05分～11時45分

2 開催場所 本庁舎2階 第三委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	大場 剛典
財政局 財政部 契約課 管理係長	岡部 圭子
都市整備局 参事兼技術管理室長	太田 進
都市整備局 技術管理室 技術企画係長	佐々木 健雄
水道局 総務部 企画財務課長	吉田 勝彦
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	根本 大助
水道局 給水部 南管路整備課長	本田 勝博
水道局 給水部 南管路整備課 工事第二係長	早坂 伴浩
交通局 総務部 財務課長	浅野 真晴
交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長	千葉 和宏
交通局 鉄道技術部 電気課長	黒須 潔
ガス局 総務部 財務課長	小松 淳
ガス局 総務部 財務課 契約係長	鈴木 貢史
ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長	遠山 弘明
ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課 営業工事第二係長	遠藤 昭裕
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤 弘道
ガス局 製造供給部 建設課 主幹兼建設管理係長	小滝 英昭

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 蘆立 順美 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～17) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P18～19) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 30 年 4 月 1 日～6 月 30 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 107 件である。昨年同期は 119 件であり、総契約件数として大きな増減はなかった。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>制限付き一般競争入札は 92 件で、内訳は市長部局 77 件、水道局 3 件、交通局 1 件、ガス局 11 件である。</p> <p>指名競争入札は 5 件で、内訳は市長部局の 5 件のみである。</p> <p>随意契約は 10 件で、内訳は市長部局 4 件、交通局 2 件、ガス局 4 件である。</p> <p>(資料 P1 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 30 年 7 月 1 日～9 月 30 日)における指名停止案件は、No.1～No.10 の 10 社が指名停止になっているが、実質的には 1 件であり、同じ案件に伴う指名停止である。</p> <p>内容としては、大崎市等発注、北部土木事務所発注及び栗原地域事務所発注の 3 件の特定建設関連業務に同一業者が談合を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして排除命令、課徴金納付命令を受けたもの。公正取引委員会からの公告については、3 件が同時に公表されているが、排除措置命令は各々 1 件ごとに命令書が出されており課徴金納付命令もそれぞれの扱いである。</p>

		<p>取り扱いとしては、命令を受けたそれぞれ1件毎に指名停止期間を判断することになっており、その中で指名停止要綱で定める該当措置要件に対応する停止期間のうち長い期間の方を適用することとしている。</p> <p>No.1～No.5の業者については、大崎市等発注及び北部土木事務所発注の2つの案件に関係したものである。No.1～No.4の4業者は、有資格業者に対する指名停止に関する同要綱別表の第14号（独占禁止法違反）に該当することから6ヶ月の指名停止とした。但し、No.5の（株）テクノブレインについては、対象業務全てにおいて課徴金減免制度の適用となったことから、同要綱第4条第3項を適用し、期間を2分の1に短縮し3ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>No.6の（株）加美測量設計事務所は、北部土木事務所発注のみの案件であるが、特定建設関連業務において、上記同様独占禁止法第3条の規定違反により、同じ措置要件に関して同じ処分である指名停止期間6ヶ月としたものである。</p> <p>No.7～No.10の4業者については、栗原地域事務所発注のみの案件の特定建設関連業務で上記No.1～No.5と同じ規定違反により、同じ措置要件に関して同じ処分である指名停止期間6ヶ月としたものである。但し、No.10の（株）渡工測量設計については、対象業務において課徴金減免制度の適用となったことから、同要綱第4条第3項を適用し、期間を2分の1に短縮して3ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>（資料 P18～19 参照）</p>
指名停止期間の改正について	委員	確認になるが、今回報告された案件での指名停止事由における前期までの指名停止の期間は4ヶ月であったと思う。今期から6ヶ月となったという理解で良いか。
	事務局	指名停止要綱の改正により指名停止期間が変更となり、本年4月1日以降に発生し、事実関係が確認された案件については、今回の指名停止事由の場合、指名停止期間が6ヶ月という扱いとなっている。なお、今回の改正は、他都市との比較などによる見直しの結果定めたものである。
(株)エム・テックの問題への対応及び民事再生法関連事案への対応について	委員	<p>指名停止の運用状況という議題からは離れた質問になるが、先頃（株）エム・テックによる民事再生法申請があった問題で、オリンピック関連施設等の竣工時期及び工期に問題となる影響が出るとの報道がなされている。</p> <p>同社は、仙台に東北支社があり復興関係の工事の受注も相当数あるのではないか。仙台市からの受注は如何になっているのか、また、仮にこの様な民事再生法に関わる事案が発生した場合の対応について教えて欲しい。</p>
	事務局	<p>新聞等の報道にもある通り、（株）エム・テックは、民事再生法の適用の申請を行ったが支援の引き受け手がなく破産手続きに入っている。</p> <p>仙台市においては、同社は平成24年度までは工事の競争入札参加資格者</p>

		<p>名簿に登載されており、震災直後には復興工事の受注実績もあったが、平成25年度以降は同名簿には登載されておらず受注実績はない。但し、同社は本年10月1日から有効な同名簿への補充登録の申請を行っており、名簿への登載直後にこのような事態が表面化したものである。</p> <p>仮に、仙台市の発注工事で民事再生法に関わる事案が発生した場合の対応としては、民事再生法の適用がなされた段階で事業の継続が可能な状況であれば、事業者が再生後に工事を継続して頂くが、倒産という事態に陥れば工事の契約は解除される。</p> <p>その場合の工事代金の支払いは出来高に応じたものになるが、途中で中断した工事は、再発注手続きがとられることとなり難しい対応が求められることもある。入札手続きに手間と時間を要するのは勿論、中途からの工事では業者が参入を躊躇する懸念もある。また、5億円以上の工事であれば議会の承認が必要となるなど当初の予定からは相当遅れる事態も起こり得る。</p>
不当な取引制限の概要について	委員	<p>今回報告のあった指名停止の運用状況では、実質1件とのことで多くの業者が関わっていたこともあり、不当な取引制限としてどのような内容だったのか教えて欲しい。</p>
	事務局	<p>測量設計についての3つの発注案件で事業者が話し合いの上で受注業者を決めていた独占禁止法違反に対する排除措置命令である。</p> <p>実際の対象業者数は19社あり、排除措置命令が出されたのが17社であった。その内仙台市に業者登録をしていた10社を指名停止としたものである。</p>
	委員	<p>確認になるが、今回指名停止の対象とされた10社よりも多くの業者が絡んでいた事案だったという事か。</p>
	事務局	<p>その通りである。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる107件の工事のうち、金澤委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10件を報告。(詳細は資料P20参照)

2) 委員会により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ②仙台市東部復興道路整備事業(主)塩釜亘理線津波遡上対策施設製作設置工事(その3)(金澤委員抽出)
- ③青葉区管内舗装補修工事その3(高橋委員抽出)
- ⑤泉区管内舗装補修工事3(金澤委員抽出)
- ⑦富沢駅西土地地区画整理事業地内ガス中低圧本支管工事(水野委員抽出)

◆指名競争入札

⑧平成30年度太白区管内外取付管改築工事（金澤委員抽出）

◆随意契約

⑨地下鉄東西線仙台駅旅客案内設備等改修工事（蘆立委員抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「②仙台市東部復興道路整備事業(主)塩釜亙理線津波遡上対策施設製作設置工事(その3)」
について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、塩釜亙理線の津波の遡上に備えるための対策施設の製作設置工事である。工事概要としては、バランスウェイト式フラップゲート製作1式及びバランスウェイト式フラップゲート4基の設置を行うものである。内容としては、整備中の嵩上げ道路の下を通る川の水を制御するためのゲートを製作し設置する水門工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易型I型（プラント型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として建設業許可の区分を「特定」、所在地要件は過去の類似及び同種工事等の発注実績から仙台市内に営業所を有すること、格付評点は工事規模等からその他鋼構造物設置工事の格付評点が800点以上、施工実績として「国又は地方公共団体が発注したフラップゲートを含む水門工事」としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は1社で、1社による電子入札を行い、開札の結果、旭イノボックス（株）東北営業所を落札候補者とした。後日、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料P25～28及びP52参照）</p>
施工実績条件と入札参加状況について	委員	<p>本事案は入札参加者が1社となっているが、過去の類似工事においても同様に入札参加が少ない状況だったのか。</p>
	事務局	<p>バランスウェイト式フラップゲートは特殊な設備なため施工実績が殆どなく、この設備に限定すると施工業者数も著しく制限される状況であった。そのため、ある程度対象業者数が増えることから施工実績の条件をバランスウェイト式という条件を外し、「フラップゲートを含む水門工事」へと緩和して入札参加者を募ったものである。</p> <p>条件を緩和してもフラップゲートを製作できる業者数が大幅に増える状況</p>

		にはなかったため、入札参加者が1社になったものである。
	委員	施工実績の条件を緩和したことで、想定では何社位の入札参加が可能になったのか。
	事務局	正確な対象業者数までは把握していない。それ程多くはないが、確認により少なくとも複数社はあると認識していた。
バランスウェイト式フラップゲートへの対応について	委員	因みにフラップゲートの製作設置の実績を持つ業者であれば、全てバランスウェイト式フラップゲートにも対応できるのか。バランスウェイト式はより難しいということではないのか。
	事務局	バランスウェイト式という構造を持ったフラップゲートを工場で製作して現場に搬入設置する工事であり、フラップゲート製作を行う際の技術力を持つ業者であれば概ね対応可能な工事である。 バランスウェイト式フラップゲートの工事では、自治体工事で4業者に受注実績があるとの情報は得ていたところである。
本事案と同様の工事案件について	委員	本事案には工事名に「その3」と付いているが、その1及びその2もあって、バランスウェイト式フラップゲートという同じ工事内容になっていたのか。
	事務局	その通りである。
	委員	そちらの工事の入札は行われたのか。
	事務局	入札は行われており、結果として本事案と同じ業者が落札している。工事内容がそれだけ特殊な案件であったということである。大震災時の津波で被害を受けた経験を持つ本市としては、通常の川の流れを維持しながら津波を防止する方式として、この工事内容が最適であると判断したものである。
同種工事と本事案との継続性について	委員	仮にその1ないしはその2の工事業者と本事案の受注業者が違っても引継ぎなどで問題が生じることはないのか。
	事務局	設備の設置箇所が別であり、継続した工事ではなく、設置する川ごとに工事を行うことになるので何ら問題はない。
総合評価調書の評価点について	委員	総合評価調書を見ると落札業者の評価点が低いと感じるが問題はないのか。
	事務局	工事の施工にあたっては、企業の施工能力を見る必要が有るが、点数が付かなかった項目は、落札業者が過去5年間において本市工事の受注実績がないことによるものである。 また、配置予定技術者についても、得意とする工事内容が特殊でもあり、本市の施工実績がないと点数が付かない項目が殆どだったためである。 更に、落札業者の本社は宮城県にはないことから、企業の地域貢献でも点数が付く項目はなかったものである。

	委員	その 1, その 2 の工事があっての本事案だと思うが, そちらの工事の実績は総合評価には反映されなかったのか。
	事務局	その 1, その 2 の工事も本事案の入札時には施工中の案件であり, 工事の評価も行われていないことから実績の対象ではない。
	委員	評価項目イの過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績で点数が入っているのはその 1, その 2 の工事とは無関係ということか。
	事務局	別の自治体における同種工事の施工実績の点数である。
入札の競争性について	高委員	本事案は, その 1, その 2 の工事受注業者以外の業者が本事案の入札に参加し難い障壁あったということではなく, 特殊な技術が必要なために施工業者が限られているということか。同じ業者が受注する結果とはなったが, 入札における競争性は確保されていたと捉えて良いか。全く別の業者が落札しても問題はなかったのか。
	事務局	特殊な工事であることから, 結果として同一業者が連続して同種の工事を落札することにはなったが, 入札に参加して別の業者が落札することは何ら差し支えない。
予定価格の見積の仕方について	委員	技術的に難しいために, 施工業者が限られる場合の予定価格の設定にあたっては, 業者からの見積りはどのようにしているのか。全国的な価格を基準にしているということか。
	事務局	本事案では, ゲート設備が高価なこともあり, 通常の見積りの手法ではない特別調査とした。具体的には, 調査業者に外注した結果に基づき予定価格を決めたものである。
ゲートの工事及びゲートの工事費目について	委員	対象となるゲートは, 製造物として調達されてから設置工事を行ったのか。また, ゲートを作った工事費は純工事費になるのか。
	事務局	工場で製造したゲート設備を設置したものであり, 純工事費としている。

「③青葉区管内舗装補修工事その 3」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は, 青葉区管内の舗装補修工事である。工事概要としては, 路盤工, アスファルト舗装工, ブロック舗装工などの舗装補修工事である。</p> <p>入札方式は, 予定価格から制限付き一般競争入札とした。工事の履行能力を確認するため, 工事の内容を踏まえて, 入札参加資格として, 建設業許可の区分は「特定」と「一般」どちらも可能, 所在地要件は, 過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に本店を有すること, 格付評点は, 工事規模等から舗装工事の格付評点が 700 点以上としたほか, 国又は地方公共団体等が発注した工事の施工実績, 配置予定技術者の条件等を設定した。</p>

		<p>入札参加申請者は9社で、辞退した3社を除く6社による郵便入札を行い、開札した結果失格はなく、最低価格のワーカー工業（株）を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P29～31 及び P53 参照）</p>
見積り金額の積算状況について	委員	<p>本事案のような舗装工事では、どの会社でも見積りは容易に同程度の価格が積算できる状況なのか。</p>
	事務局	<p>業者による見積りでは、国土交通省が出している標準的な積算基準を参考にしている。内容もかなり詳細に示されていることから、各業者はほぼ同額の見積価格を容易に積算できる状況である。</p>
各社の入札価格が同額水準に集中することについて	委員	<p>本事案と P35 の案件番号⑤は工事内容が似ていることから共に見積りの積算が容易ということで、入札額は同額又は同額水準となっているようである。</p> <p>本事案では、各社の入札額が小額の金額差の中に集中する状況で落札業者が決まっているが、これは避け難いことなのか。</p>
	事務局	<p>本事案のように工種が特に単純な場合、単価も公表されていることから標準的な積算により入札価格がほぼ同額となる状況である。</p> <p>仮に複雑な工種が一部にでも加わることがあれば、各社の入札価格にも相応の違いは生じるが、それがなければ差は付かないということである。</p>
入札の重複による不当取引の監視について	委員	<p>案件番号③～⑤では入札者に多くの重複が見られる。先程の指名停止の運用状況の報告の中でも、県の大崎市の発注案件において、入札者の重複がある中で不正が問題になっていたが、内容が似ている工事の入札者が重複する事案において、市では入札前に談合等の疑念は持つのか。</p>
	事務局	<p>ご指摘の案件番号③～⑤の事案は、入札参加資格としても同じ舗装工事であり、建設業許可の区分及び種目の格付評点が全く同じである。更に、所在地要件が同じ「市内本店」に限定される中では、入札参加業者に重複が生じることに不自然な点は全くない。</p> <p>先般の大崎市等が発注した事案では、落札率が高くなっており、一般的に談合があった案件では落札率が高くなる傾向は否めない。</p> <p>案件番号③～⑤では、入札額には殆ど差がなく、同価格の入札が16社にも及ぶ案件もあり、落札者の予想が不能であるくじによる落札者決定ともなっている。また、わずかな金額差で失格者が多く出るなどぎりぎりの積算を行っている状況も散見される。このことは不当な取引が行われていないことを示し、適正な価格競争が働いているという証左であると考えている。</p>
入札者の辞退理由について	委員	<p>本事案では、入札に参加した9社のうち、3社が辞退している。これは本事案の舗装補修工事「その3」以外の「その1」「その2」を含めて、同時期に他の案件を落札していることによる辞退なのか。</p>

	事務局	<p>本事案は舗装補修工事「その3」であるが、ほぼ同時期の発注で「その1」「その2」もあり、今回辞退した3社の内の1社は「その1」を、別の1社は「その2」を落札していた。</p> <p>このことから、受注者側の技術者確保の都合など種々の経営判断により、入札への参加及び辞退が適宜行われているものと考えている。</p>
--	-----	--

「⑤泉区管内舗装補修工事3」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、泉区管内の舗装補修工事である。工事概要は、泉区管内の道路の舗装工、区画線工及び舗装補修工である。</p> <p>入札方式は予定価格から制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」と「一般」どちらも可能、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に本店を有すること、格付評点は、工事規模等から舗装工事の格付評点が700点以上としたほか、国又は地方公共団体工事等が発注した道路補修工事の施工実績、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は19社、辞退1社を除いて入札に参加した18社による郵便入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った入札が18社、うち失格基準価格を下回った入札が1社であった。失格した1社を除く17社の中で、同額のため落札対象となった16社によるくじにより、若葉建設(株)を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料P35～38及びP55参照)</p>
入札価格が高精度で見積り可能な理由及び同額入札の際のくじの扱いについて	委員	<p>先般の案件番号③にも通じるが、入札に参加した18社全てが価格差僅か5円の中に入っており、大多数である16社の入札価格が同じである。加えて、その16社は失格基準価格をぎりぎりの価格でクリアするという極めて高精度の見積りが行われている。</p> <p>これはどういうことで可能になっているのか。また、16社が同額となった入札のくじはどのような方法で行われているのか。</p>
	事務局	<p>P37～38に示した通り、入札価格は各社ほぼ同額となっており、ご指摘の通りである。失格になった1社も僅か1円だけ純工事費が低かったことによるものである。</p> <p>極めて高い精度の見積りにより、各社の入札価格がほぼ同額となった最たる要因は、市販のソフトウェアにより1円単位までの詳細な積算が可能なことによると考えられる。</p> <p>本市では、入札が終了し発注済みの案件について、単価が入った内訳付き</p>

		<p>の詳細な入札価格を情報公開の対象として開示している。</p> <p>入札に参加する各社は、国交省の積算基準そのものが公表されている状況下で、本市の詳細な開示情報を基に市販のソフトウェアを用いて、容易に1円単位の高精度の積算が可能な状況にある。当然、計算間違いさえなければ入札価格の特定は難しいことではないのが実状であり、多数社によるくじを用いた落札者決定がなされているものである。</p> <p>くじ引きの仕方は、各区役所扱いの事案では昔ながらの棒に番号の入ったくじを引くことで行っている。また、本庁扱いの工事では電子入札を導入しており、各社が入札参加時にくじに用いる3桁の数字を予め登録し、それに乱数を掛ける方法で抽選し落札者を決めている。</p>
<p>予定価格設定の考え方及び失格基準価格の設定について</p>	<p>委員</p>	<p>市販のソフトウェアを用いることでほぼ正確に入札価格を算定できることだが、予定価格を決める際には予定価格を決める時点でくじによる落札者決定になるとの想定ができる状況である。本事案の落札率は、87.83%となっており、落札率が100%に近い道路工事も多い中で、本事案のように落札価格がほぼ特定できる工事の予定価格の設定が今のままで良いのか疑問である。この予定価格設定の仕方の意味を教えてください。</p> <p>また、本事案も案件番号④も純工事費で失格になっているが、純工事費の設定だけがかかなり限定されたものを感じる。入札価格設定の際の純工事費等の失格基準価格の内訳も含めて、市販のソフトウェアとの関連について教えてください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>舗装工事では、詳細な積算基準が公表されており、ほぼ同額の入札価格となっているが、土木工事全般では容易に積算できない工種も多く含まれる状況である。</p> <p>そのため、入札価格が同額に集中するような状況にはない。ほぼ同額の入札価格となるのは、あくまで本事案の様な単純な工種のみ工事の入札で生じたものである。本事案のような管内舗装補修工事では、昨年度の実績に基づき標準的な条件下で積算した入札価格であることに起因している。</p> <p>現場の実状に合わせた工事では標準的な積算ではなく、各社が種々の状況及び必要条件を加味した積算を行うことにより、入札価格にも違いが生じるものである。</p> <p>このため、あくまで本事案のような現場の状況を加味しない標準的な条件のみ入札価格設定のみに当てはまるものである。</p> <p>予定価格の決め方自体には恣意的なものではなく、発注者側で設計を行った上で、その金額により内容で予定価格の設定を行っている。このルールを変えない限り、予定価格を変更することは難しい。</p>
	<p>委員</p>	<p>舗装工事の安全面を考慮すると例えば、誘導を行う人員を見込むか見込ま</p>

		ないかは受注した会社が決めることなのか。或いは人件費を含めてソフトウェアの標準仕様として組み込まれているものなのか。
	事務局	<p>発注者である本市は、公表してある決められた基準及び単価によりソフトウェアを用いて予定価格を積算しているが、受注する業者は官積算とは別どのような経費が必要か、場合によっては赤字になる事態も考慮しながら入札の参加を決めている。</p> <p>あくまで発注側の本市の積算に基づく予定価格を見据えながら、各社が独自に採算などを検討した上で入札への参加を決めているものである。</p>
変動費の扱い及び雇用条件について	委員	<p>入札価格の決め方で見積り難いのは、人件費などの変動費であると思うが、精密なソフトウェアによって予定価格を決めると入札参加業者が頑張り過ぎて人件費や下請価格の想定以上の削減にも繋がりがねない。このことが十分に考慮された予定価格になっていると思っている。</p> <p>それが担保されるために内訳も明確な失格基準価格が決められている訳で、そもそも落札率が 100%近くでないとい採算が取れないような魅力のない入札価格の設定にはなっていないと考えている。このことを踏まえると入札価格自体には問題はなく、1 円単位の精密な落札価格になっても入札価格とは別の問題だと捉えるべきである。</p> <p>別の質問になるが、P35 の雇用条件には 3 ヶ月以上という条件は設定されていないがこれはどうしてか。また、これも影響して 3 ヶ月以上という条件が付いた案件番号④及び⑤よりも入札参加者が多くなったということか。</p>
	事務局	雇用条件については、予定価格の金額により線引きされて扱いが決まっている。
	委員	雇用条件を決める金額は各区によっても違うのか。
	事務局	雇用条件の扱いが区によって異なることはない。
	委員	その線引きは、予定価格 3,500 万円に設定されているのか。
	事務局	その通りである。

「⑦富沢駅西土地区画整理事業地内ガス中低圧本支管工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、富沢駅西土地区画整理事業地内におけるガス中低圧本支管工事である。工事概要は、当該地区に都市ガスを供給するための本支管工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて入札参加資格として、建設業許可の区分は特定と一般どちらも可能、所在地要件は、過去の類</p>

		<p>似及び同種工事の発注実績から仙台市内に営業所を有すること、格付評点は、工事内容やガス工事人の施工実績を勘案し、土木工事又は給排水衛生冷暖房工事の格付評点が 650 点以上とした。また、都市ガス中圧本支管工事は仙台市ガス局から鋼管工事人の公認を受けている者が施工可能であるため、鋼管工事人を参加資格として設定したほか、併せて配置予定技術者の条件等を設定した。入札参加申請者は 2 社で、2 社による電子入札を行い、開札及び資格審査の結果、日鉄住金パイプライン&エンジニアリング(株)東北営業所が落札したものである。</p> <p>(詳細は資料 P42～44 及び P57 参照)</p>
工事施工可能な業者数について	委員	鋼管工事人は何社あるのか。
	事務局	5 社である。
	委員	所在地要件を市内営業所から市内本店とした場合は、その数は減るとのことか。
	事務局	その通りである。市内本店に限定した場合の有資格業者数は 3 社である。

「⑧平成 30 年度太白区管内外取付管改築工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、太白区内における管内外取付管の改築工事である。工事概要は、汚水柵及び取付管の改築、雨水柵及び取付管の改築、付帯工などの改築工事である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。入札方式の決定にあたっては、年間を通して何時破損箇所が発生しても、迅速な対処が要請される工事であることに鑑み、早急に業者を決定する必要があることから指名競争入札によることとした。</p> <p>指名業者の選定にあたっては、技術的水準を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づいて仙台市内に本店のある業者から 8 社を選定した。</p> <p>予定価格を事前に公表した上で、選定した 8 社の指名業者のうち 6 社が辞退。残る 2 社の中で入札金額が低かった(有)マルアイ建設が落札したものである。なお、指名業者の公表は開札後に行った。</p> <p>(詳細は資料 P45～46 及び P58 参照)</p>
破損箇所数に増減が生じた場合の対応について	委員	年間を通じて、何時破損箇所が発生しても対応が必要とのことだが、工事概要に示された工事箇所に起こる可能性のある破損を想定してのものなのか、或いは既に工事の予定があつて発注したものなのか。
	事務局	昨年度までの実績を基にして、今年度も概ね想定される破損箇所数を見込んで発注したものである。

	委員	破損箇所が想定されていたよりも少ない又は多い場合の扱いはどうなるのか。
	事務局	実際の破損箇所数に応じた精算処理による変更請求を行うことになる。多い場合は、追加により破損箇所数を増やして所定の単価で積算し、請負率を乗じて再度契約を結び直す。少ない場合も減らして同様に処置する。
	委員	その再契約は、今回落札した業者に発注するという理解で良いか。
	事務局	その通りである。但し、破損箇所数が余りにも多ければ再度の別契約で発注することも有り得るが、そのような大幅な増減は想定していない。
本事案に対応可能な業者数及び「その選定基準について	委員	今回は、市内に本店のある業者より、8社を選定し指名した訳だが、仙台市内には本事案に対応できる業者数は幾つあるのか。 また、この8社はどの様な基準によって選定されたものなのか。
	事務局	本事案に対応可能な業者数は、凡そ60社程である。指名業者の選定については、過去の実績を重視している。特に、本事案でも見られる通り、同種の工事では辞退する業者が多数出るのが通例であり、不人気な傾向が顕著である。 破損が生じたら対処するという先の予定の立たない不安定な工事であるため、受注業者にとっては、その都度技術者を出しての対応が必要で手間が掛かり人気薄である。 過去の受注実績は、その様な難しい状況の下での実績であることを重視しているものである。また、指名競争においては、土木工事の場合の工事金額によるA～Cのランクに応じて業者を指名している。更に、工事を行う便宜上、発注する工事区も勘案しているところである。
入札予定価格を上回る金額の入札が起きたことについて	委員	事前に予定価格を公表しているにも拘わらず、辞退を除く2社中の1社が予定価格を大幅に上回る金額で入札した意味を仙台市としてどう捉えているのか。
	事務局	本市としても困惑しているところである。予定価格では、到底採算が取れないという意思の表明と見るべきか、或いは単純に入札額を誤っただけと見るのか判断しかねている。
	委員	そのような場合は、業者へのヒアリングを行うことはないのか。
	事務局	本事案では、予定価格と同額で落札した業者もあったことからそのような対応は行っていない。
	委員	本事案では予定価格を大幅に上回る金額の入札参加業者しかない場合は、そのまま不調になるということか。
	事務局	その通りである。指名業者を全て入れ替えて再度入札を行うことになる。その上で、仮に同様の事態が生じれば、業者へのヒアリング等も検討する。

		<p>本事案で入札参加された2社からは積算内訳書も出されている。これにより入札金額の意図を推測可能ではあるが、このようなケースは年間数件程度見られることである。</p>
	委員	<p>予定価格が低過ぎるので見直して欲しいという業者からのアピールではないのか。予定価格の検討につなげるかどうかは別として、積算の内訳を見た上で、業者からのヒアリングを行う等の対応が必要ではないか。</p>
	事務局	<p>本事案は指名競争入札で行われ、辞退業者が多数出たことから、今回の1社の特異な対応のみを捉えて、対応を判断することは難しい。</p> <p>基本的に同種の工事では、工事内容によって予定価格の決め方は決まっているものである。受注を目指す業者は積算に用いるソフトウェア等も保有している状況にあり、想定上の価格から離れているということではないはずである。</p> <p>また、予定価格に違いが生じる要因としては、あくまで工事現場の実際の状況を加味した金額による競争の範囲内のはずである。予定価格に1,000万円以上の差が生じるということはその範囲を逸脱したものと考えるを得ない。このことから寧ろ、積算の単純な誤りではないかというのが現場の率直な感想である。</p> <p>本事案では、積算の際の数量の単純な拾い間違いの可能性が一番高いとは考えられるが、不調が続けば、これまでも発注課が業者へのヒアリングによる要因の分析を行っているところである。</p>

「⑨地下鉄東西線仙台駅旅客案内設備等改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄東西線仙台駅の旅客案内設備等の改修工事である。</p> <p>工事概要は、地下鉄東西線各駅の駅務室前表示器及びホーム用表示器に列車時刻を表示するため、旅客案内設備の改修（南北線仙台駅南・西・東改札口及び仙石線開札口の表示器の増設を含む）を行うものである。</p> <p>本工事は、先行工事である「地下鉄南北線仙台駅旅客案内設備更新工事」と同様に東西線側においても改修工事を行うものである。</p> <p>南北線と東西線の交差駅であり、両路線を利用するお客様が混在する仙台駅の各改札口における利便性を高めるために、東西線の列車時刻を表示する駅務室前の表示器を増設するものである。</p> <p>契約方式の決定にあたっては、工事改修による列車の運行に支障を及ぼさない安全かつ確実な業務の履行が必須であるという観点から、既存設備を設計、製作、施工した実績を有し、当該ソフトウェアの著作権を保有するなど、本業務の履行及び異常時等の対応ができる技術力を持つ唯一の業者である(株)</p>

		<p>京三製作所仙台支店を特命した随意契約としたものである。</p> <p>なお、特命とする根拠法令は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（随意契約）</p> <p>「不動産の買入れ又は借入れ，地方公営企業が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。</p> <p>（詳細は資料 P47～48 及び P59 参照）</p>
改修がなされた経緯について	委員	<p>大規模な設備の改修において，新規に設備を導入する際には，受注業者と予めある程度先の期間までを想定した改修計画が練られると思う。</p> <p>今回の改修工事は，当初から想定していた改修計画とは異なるものなのか。</p>
	事務局	<p>今回の改修工事は，当初から計画し想定していたものではない。地下鉄南北線では本改修工事に先行して，旅客案内設備の改修を行っており，今回同様の改修工事を東西線においても行う必要があるとの判断がなされたためである。また，平成 26 年頃より発車時刻の表示を行って欲しいというお客様からの要望が年々多く出されてきている状況に対応して改修を行うことにしたものである。</p>
見積り合せから契約に至る期間及び手続きについて	委員	<p>P49 の案件番号⑩では，見積り合せ当日に契約もなされているが，本事業では契約までに 1 週間を要している。契約までの期間に違いが生じるのは，手続き等で何か違いがあるのか。</p>
	事務局	<p>見積り合せから契約までの期間は 5 営業日以内に定められている。その日数内であれば案件ごとの日数の違いは問わない。手続きに係る日数に違いが生じる要因としては，主に受注業者が契約書類を整える期間が関係してのものである。</p>
ソフトウェア著作権の移転等への対応について	委員	<p>既設設備の当該ソフトウェアの著作権を有するのが受注業者のみであるが，工事を請け負って頂く際に受注業者から他社に著作権の譲渡がなされないような条項は契約に入っているのか。</p> <p>仮に著作権の他者への譲渡がなされると随意契約でもあり，譲渡先の業者と改めて再度の随意契約を結ぶ必要がある点が気になるところである。</p> <p>会社の合併などによる著作権の他者への譲渡は考慮されていないのか。</p>
	事務局	<p>受注業者が合併などを行ったとしても事業を受け継ぐ業者に改修工事を担当して頂くことになるが，契約上は著作権の譲渡についての定めは特にない。</p>
	委員	<p>著作権の譲渡がないことを前提とした契約であると思うが，権利の移転は妨げられないので，長期的に随意契約をしていく必要がある場合は契約上も然るべき措置を講じた方が安全である。</p>
	事務局	<p>ご指摘のソフトウェアの著作権は，当該設備に限定されたシステム動作のプログラムであり，用途が極めて限られたものなので，権利の移転可能性ま</p>

		では考慮していなかったが、今後勉強し、検討してみたい。
--	--	-----------------------------

6 その他

(1) 契約制度の改正について（報告）

- ・工事に係る業務委託における一般競争入札適用範囲拡大及び予定価格等の事後公表について、報告を行った。

なお、報告説明への質問はなかった。

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

①次回の抽出委員は高橋委員に依頼する。

②次回の委員会の日程は、平成31年1月22日（火）15時からの予定である。

7 閉会